

△本部費値上の件

由理

組合本部案

内形小

我が関東合同労働組合の本部費は毎月一人八銭の割合を以て支出すものとし、以て一切の活動と組合發展とを計つて來た。

然しながら、過去一年の経験の示す数字的事実は到底、本部費八銭を以ては組合の活動、維持存立をなすに困難なることを痛感するものである。

從來の支部と組合本部との割当額は支部七銭、本部八銭であるが、此の際、是非大本部費三十銭とし、支部費を五銭とする割当を切望するものである。勿論支部費三十銭とは從來ども困つて居た經常費なり更に困難を來すべしと想像にいたる所。

然し乍ら此の欠点と充々小き豫算は組合費三十銭と言ひ低率り及ぼす。全般的な欠陥があつて、従つて三十銭の會費を改めざる非然ナリは金般の凹滑なる予算を造り得ない次第である。

此處に支部の困難なる豫算を充分考慮しつゝ、組合本部費値上案を提出する次第である。

決

議

関東合同労働組合は、從來、組合本部費を廃止し、大正十五年九月

一日より、本部費、金十銭にす。